

令和 8 年 8 月 1 日

事業主殿

熊野尾鷲労働基準協会長

刈払い機(草刈機)取扱作業者安全教育講習会の実施について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は、当協会の業務運営につきまして、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当協会では、本年も林災防熊野分会との共催で、標記教育を下記のとおり計画いたしました。当該作業に従事させる関係労働者の内、未受講者があればこの機会に受講させていただきよう、ご案内申し上げます。

記

- 1 日 時 令和 8 年 10 月 20 日(火) 午前 9 時 20 分から午後 4 時 30 分
※開講 10 分前に、ご来場下さい。
- 2 会 場 学科：鵜殿ふれあい会館（所在地：南牟婁郡紀宝町鵜殿 2225-99）
実技：上記会場の周辺
- 3 教育科目 別紙の通り
- 4 受講料等 受講料(テキスト等含む)
(イ)会員(労基協、林災防、建災防熊野) 1 名 12,000 円
(ロ)非会員 1 名 14,000 円
- 5 受講定員 40名（申込順に受け付けます、定員 40 名になり次第締め切ります）
1 事業所の人数制限は設けていませんが、1 事業所 7 名～8 名程度とし、それ以上の申し込みの場合は、幅広く多くの事業所に受講してもらうという観点から、申し込みの状況で判断させていただきます。
- 6 申込期日 令和 8 年 10 月 6 日(火)迄に当協会に到着するようにして下さい。
- 7 受講申込方法 別紙申込書に受講料テキスト代等を添えて現金書留で郵送するか、又は直接持参して下さい。或いは、申込書を FAX 又は郵送して、受講料等は振込でも結構です。
なお、受講申込受付後の取消等による講習会費等の返金は事務処理上できかねますので、ご承知ください。但し、受講者の入れ替えには応じます。
- 8 修了証の交付 全時間、受講された方に林災防三重県支部より修了証を交付いたします。
- 9 受講の注意事項 実技の受講は、作業衣、保護帽(又は作業帽)、安全靴、保護眼鏡を着用して下さい。又、自社で使用する刈払い機を持参して下さい。(なくても可)
運転免許証等本人確認できるものを持参してください。
＜ 裏に続く ＞

申込先	〒519-4324 熊野市井戸町井土 351-2 熊野尾鷲労働基準協会 TEL 0597-85-3489 FAX 0597-89-7007
銀行振込を行われる場合の振込先	
百五銀行熊野支店・普通(口座番号) 334767 熊野尾鷲労働基準協会	

10 講習日時・科目及び講師

学科: 鵜殿ふれあい会館 (所在地: 南牟婁郡紀宝町鵜殿 2225-99)

実技: 上記会場の周辺

	時 間	科 目	範 囲	講 師
10 月 20 日 ・ 午 前	9:20 ~	開講あいさつ		林災防三重県支部 熊野分会 事務局長 蓑島 靖
	9:30 ~ 10:00	・刈払機を使用する作業に関する知識	作業計画の作成等 刈払機の取扱い 刈払機作業の手順等	安全衛生指導員 中屋 友宏 氏
	10:00 ~ 12:00	・振動障害及びその予防について	振動障害の原因及び症状 " 予防措置	
		・関係法令	法、施行令及び安衛則中の関係条文、通達	
	12:00 ~ 13:00	昼 食		
午 後	13:00 ~ 16:30	・刈払機等に関する知識	刈払機の構造及び機能等 " の選定	安全衛生指導員 中屋 友宏 氏
		・刈払機の点検及び整備に関する知識	" の点検・整備等について	
		・災害事例	下刈作業中の災害 公園等での草の刈り払い 作業中の災害等	
		・刈払機の作業等(実技)	刈払機作業方法等	